

## I 男系男子に限る現皇室典範の継続

<問題点> 将来の皇統は悠仁さまに男の子が出来る場合のみつながる。宮家が一時なくなるし、内親王、女王も次々に降嫁していなくなるため孤立化する。。

## II 女系女性容認（直系長子主義）の小泉内閣有識者会議案

### 1) 悠仁さまのお子さまから適用

<問題点> 悠仁さまのお妃は男子出産のプレッシャーは免れるが、Iと同じく現女性は降嫁して、悠仁さま1人の肩に。「将来認めるなら今から」の声も。

### 2) 愛子さまから適用（①愛子さま②秋篠宮さま③眞子さま④佳子さま⑤悠仁さま）

<問題点> 愛子さまら女性にお子さまが生まれればその子（女系）にも継承権が生じて秋篠宮さま、悠仁さまの順位は順次下がり、事実上即位の可能性は薄らぐ。

## III 男系男女つまり男系女子の継承権を認める男系主義

### 1) 直系優先（①愛子さま②秋篠宮さま③眞子さま④佳子さま⑤悠仁さま）

<問題点> 愛子さまら女性の継承権は認められるが、お子さま（女系となる）は認められず1代限りとなる。

### 2) 直系優先だが兄弟間では男子優先（①愛子さま②秋篠宮さま③悠仁さま④眞子さま⑤佳子さま）

### 3) 男子優先（①秋篠宮さま②悠仁さま③愛子さま？眞子さま？⑤佳子さま）

<問題点>

## IV 男系男子の原則は変えずに「女性宮家」を認める案

<問題点> 皇位継承権なしなのに宮家を設立。夫を皇族とするのか。1代限りなのでお子さまを皇族とするのか。お子さまは結婚したら皇籍を離れる。

皇位継承者不足の対策にはならず。ただ、万一の時に女系継承権を認める対象の内親王を存置する意味がある。

## **V 旧皇族の復籍**

<旧東久邇宮家>明治天皇皇女聡（とし）子、昭和天皇の皇女成（しげ）子が降嫁。

東久邇征彦氏長男（9）、壬生基成氏長男（11）、壬生基敦氏長男（9）、東久邇照彦氏長男（15）

賀陽正憲氏長男（23）・次男（21）

<問題点>だれが復籍してくれるか。復籍した「新皇族」やそのお子さまの継承順位は？